

ふくしま浜通りサイクルルート推進協議会規約（案）

（名称）

第1条 この会は、ふくしま浜通りサイクルルート推進協議会（以下「会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、福島県浜通り地域等の民間事業者や地域づくり団体、市町村、県等が連携し、ナショナルサイクルルートを念頭に置いた、サイクリストの受入環境整備を行うとともに、多彩で魅力ある地域資源による誘客促進を図ることで、浜通り地域の交流人口拡大及び自転車を通じた地域づくりの推進を目的とする。

（所掌）

第3条 本会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）サイクルルートの設定に関する事
- （2）サイクルルートの安全性の向上に関する事
- （3）サイクリストのサポート及び受入環境の向上に関する事
- （4）サイクルツーリズムの普及拡大に関する事
- （5）その他サイクルツーリズムの推進に必要と認められる事項

（組織）

第4条 本会の構成団体は、別紙のとおりとする。

（役員）

第5条 本会には次の役員を置く。

- （1）会長 1名
 - （2）副会長 1名
 - （3）顧問 数名
- 2 会長は、福島県観光交流局長をもって充てる。
 - 3 副会長は、会員の中から会長が指定する者をもって充てる。
 - 4 顧問は、会長が推薦する者をもって充てる。
 - 5 会長が出席できないときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（総会）

第6条 総会は、会長が招集し、議事を進行する

- 2 総会は年1回以上開催する。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、会員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(総会の表決)

第7条 総会の議事は、出席する構成団体の過半数で決しなければならない。

(総会の付議事項)

第8条 次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

- 一 事業計画及び事業報告
- 二 役員を選任
- 三 その他本会運営に関する重要な事項

(書面等による表決)

第9条 会長は、緊急の処理を必要とする事項と認めた場合には、書面又は電磁的記録により賛否を求め、会議に代えることができる。

- 2 前項の規定により処理をした場合には、会長は、会員に書面をもってその旨を報告する。

(専門部会)

第10条 本会にルート・走行環境検討部会及び受入環境・情報発信検討部会（以下「専門部会」という。）を置く。

- 2 専門部会は、会員等の実務担当者で構成し、事業推進のために必要な検討を行う。
- 3 専門部会は、会長が招集する。

(事務局)

第11条 本会の事務局を福島県観光交流局に置く。

- 2 事務局は、庶務及び本会の方針に基づく本会関係者並びに各団体等と横断的な調整を行う。
- 3 事務局に関する規程は別に定める。

(規約の改正)

第12条 本規約に変更の必要が生じた時は、本会において検討のうえ変更するものとする。

(その他)

第13条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年7月 日から施行する。

別紙

ふくしま浜通りサイクルルート推進協議会 構成団体

区分	団体名
国	内閣府（原子力災害現地対策本部）
	復興庁
	経済産業省
	国土交通省（東北運輸局）
	国土交通省（磐城国道事務所）
県	福島県
	福島県警察本部
市町村	いわき市
	相馬市
	田村市
	南相馬市
	川俣町
	広野町
	檜葉町
	富岡町
	川内村
	大熊町
	双葉町
	浪江町
	葛尾村
	新地町
飯館村	
自転車関係	ナショナルサイクルルート認定を見据えたサイクリスト受入体制研究会
	福島県サイクリング協会
	福島県自転車競技連盟
	（一社）日本パラサイクリング連盟
	（一社）福島県サイクルツーリズム推進協会
	（一社）みんなぼうスポーツ・文化コミッション
	ツール・ド・いわき実行委員会
観光・まちづくり関係	（公財）福島県観光物産交流協会
	（公財）福島イノベーションコースト構想推進機構
	（公社）福島相双復興推進機構
	あぶくまロマンチック街道構想推進協議会
	うつくしま浜街道観光推進会議
	福島県旅館ホテル生活衛生同業組合
	（一社）HAMADOORI 13
	（一社）いわき観光まちづくりビューロー
	相馬市観光協会
	都路町観光協会
	（一社）南相馬観光協会
	（一社）南相馬市かしま観光協会
	小高観光協会
	（一社）富岡町観光協会
	双葉町観光協会
新地町観光協会	
ふたばエイト（双葉郡まちづくり協議会）	
交通事業者	（一社）福島県タクシー協会
	（公社）福島県バス協会
	東日本旅客鉄道水戸支社

計49団体